

全教委連第175号  
令和8年2月12日

こども家庭庁支援局長 殿

全国都道府県教育委員会連合会  
会長 坂本雅彦

こども性暴力防止法に基づき実施する研修に係る教材に対する  
書面での意見提出について

令和6年6月に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のために措置に関する法律」では、学校設置者等は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるために教員等に研修を受講させなければならないこととされている。

このことを踏まえ、こども家庭庁では、効果的な研修の在り方の検討や研修教材等の作成に向けて、「こども性暴力防止法に基づき実施する研修の在り方に関する調査研究業務に係る有識者会議を設置しているが、この度、国から関係団体に対し、研修動画（案）に関する3回目の意見照会があった。

については、全国都道府県教育委員会連合会として別紙のとおり意見を提出する。

こども性暴力防止法に基づき実施する研修に係る教材に対する意見照会(3回目)について

項番	資料名	該当箇所	該当する項目名	ご意見
1	性暴力発生防止に関する基礎	全体	スライド	加害者のイラストについて、影になっているが「男性」のイメージを与えるページが多く、加害は男性とのメッセージを与えることにならないか懸念されるため、P18のイラストのように、男女両方のシルエットや性別を特定できないシルエットを使用してはどうか。
2	性暴力発生防止に関する基礎	33ページ	スライド・ナレーション	スライド、ナレーションの「私物のスマートフォンでこどもの写真を撮影」の部分について、共用カメラで撮影したものを私物のスマートフォン等でも管理することも不適切であるため、「撮影・管理」としてはどうか。
3	安全確保措置(従事者)①	52ページ	スライド・ナレーション	スライドでは「相談窓口の活用」となっているのに対し、ナレーションでは「相談窓口の周知」となっているため、表記を「活用」に統一すべき。
4	安全確保措置(従事者)②	25ページ	スライド	従事者がこどもの「記憶の汚染」を確実に防げるよう、ナレーションにあわせて、スライドにも「こどもが使った言葉だけを使う」という趣旨の表記をしても良いのではないか。
5	安全確保措置(従事者)②	35ページ～	スライド	被害者には非がないと伝えること・理解させることは重要と考えるが、従事者から被害者に対して非がない旨を伝えても、被害者がそれを「理解する」までには至らず、なお自分を責める状況も想定される。従事者が無理に理解させようとし、こどもの心身への負担につなげることを避けるため、CUT29に「被害者には非がないと伝えてもなお、こどもが自分を責めている様子が見られたときには、専門家等に必要な対応について支援を依頼する。」といった文言を加えてはどうか。
6	安全確保措置(従事者)②	67ページ～	その他	「例示3 同僚の性暴力や不適切な行為の情報を見聞きした場合」について、CUT55の「録音、撮影」はこどもが被害にあっている現場を想定しているものと思われるが、「こどもの心身の安全を第一としつつ、可能な範囲で」との文言はあるものの、実際に発生した場合に誤った対応に繋がらないよう、詳細に対応例を示すべきと考える。2次被害等を防ぐためにも、特に撮影については必要最小限にする必要があると思われるため、証拠としての程度のものがあるれば足りるのか、録音だけでなく撮影が必要になるのはどんな状況なのか等、研修教材などに具体例があると良いのではないか。
7	安全確保措置(従事者)③	9ページ	ナレーション	ナレーションの1行目の「証拠を隠したり」を「証拠を隠したり」に修正すべき。
8	安全確保措置(従事者)③	32～35ページ	スライド等	実際に発生した場合、適切に対応できるよう、対応例をCUT30-4に追加することや、研修教材に本ケースに関する解説を盛り込むことなどを検討していただきたい。
9	安全確保措置(事業者)①	8ページ	スライド	他のイラストと同様に、スライド中央のイラストの近くに「事業者」と表示した方が、視覚的に分かりやすいと考える。
10	安全確保措置(事業者)①	10ページ	ナレーション	ナレーションの最終行「こどもに対しては年齢などに応じた…」について、特別な支援を要するこどもを対象にしている事業所もあるため、「こどもに対しては年齢、発達段階、特性などに応じた…」と修正してはどうか。
11	安全確保措置(事業者)①	12ページ	スライド	スライドのハード面、ソフト面の下に記載されている説明・例示部分についてハード・ソフトが逆になっている。ハード面の説明が「施設の見直し」、ソフト面の説明が「見守り方法の見直し」が正しい。
12	安全確保措置(事業者)①	15ページ	スライド・ナレーション	スライド、ナレーションの「一定期間の後に消去する」を「一定期間が経過した後に消去する」としてはどうか。また、スライドに表示されている「適切なルール設定」は、ナレーションで「～といったルールを定めることが考えられる」と言及しているとおり、あくまでも例示であるため、「適切なルール設定の例」と修正し、スライドの四角囲みの右下あたりに「など」を付してはどうか。
13	安全確保措置(事業者)①	31ページ	スライド・ナレーション	スライドでは「適切なタイミングで周知を行う」となっているのに対し、ナレーションでは「適切なタイミングで保護者への説明を行う」となっているため、表記を統一すべき。
14	安全確保措置(事業者)②	14ページ	スライド	こどもの小さな変化やSOS信号を早期に発見できるよう、日常観察を行う際のポイントとして、「例えば、元気がない、うつむきがち、服装が突然華美になった、他者からの声掛けに過度に驚く など」といった具体的な例を示してはどうか。(CUT13とCUT14の間でも可)
15	安全確保措置(事業者)②	44ページ	スライド	スライドでは「・できない約束をしない」となっているが、ナレーションに合わせて「・秘密を守るなどのできない約束をしない」とした方が具体的で分かりやすいと考える。
16	安全確保措置(事業者)③	50ページ	「テロップ(画面上文字情報)」枠内	テロップ欄の下から2行目「構成」を「公正」に修正すべき。
17	安全確保措置(事業者)④	19ページ	「テロップ(画面上文字情報)」枠内	テロップ欄の「こどもへの…」を「こどもの…」に修正すべき。
18	安全確保措置(事業者)④	23ページ	「ナレーション」枠内	スライド・テロップ欄の下から2行目「事案の有無…」となっているのに対し、ナレーションでは「事実の有無…」となっているため、表記を「事実の有無」に統一すべき。
19	安全確保措置(事業者)④	26ページ	スライド	スライドの①、②の項目の文頭に、誰の説明のことが分かるよう、ナレーションに合わせて「加害者の」を追記してはどうか。
20	安全確保措置(事業者)④	28ページ	「テロップ(画面上文字情報)」枠内	テロップ欄の下から2行目「諦めた方が楽だよ」は、スライドに合わせて「認めの方が楽だよ」に修正すべき。